

保護者のみなさまへ

令和7年度

就学援助費のご案内

大和高田市教育委員会

大和高田市では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の学校での学習に必要な費用の一部を援助しています。

申請を希望される方は、**6月2日(月)**までに以下のとおり手続きしてください。

なお、令和6年度に援助を受けておられた方や、新入学準備金を申請された方も、改めての申請が必要です。

1 対象者（認定基準）

申請理由	提出書類
① 令和7年度の市民税が非課税である (令和7年1月1日時点で大和高田市に住民票があった方)(★1)(★2) ※世帯員全員が非課税の場合に限る	1. 就学援助費受給申請書 2. 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー
② 令和7年度の市町村民税が非課税である (令和7年1月1日時点で大和高田市に住民票がなかった方)(★3) ※世帯員全員が非課税の場合に限る	1. 就学援助費受給申請書 2. 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ※窓口にてマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード及び写真付き身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いします。(★4)

(★1) 支給判定のために、令和7年度【令和6年所得分】市民税課税のための所得申告を済ませておいてください。令和6年中に収入のない方も所得の申告が必要です。未申告の場合、認定作業をおこなうことができません。

(★2) 同一世帯の方全員が基準を満たしている必要があります。また、生計を一にする保護者等が、単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなします。

(★3)(★4) 申請理由②に該当する場合は、他市町村(前住所地)への税情報の照会のため、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード及び写真付き身分証明書(運転免許証など)の提示が必要となります。
必ず市役所2階の学校教育課へ申請書を提出してください。

2 提出期限（期間厳守）

令和7年6月2日(月)まで

※期限後に申請された方は、申請月の翌月分から支給します。

新入学学用品費を支給できない他、修学旅行等も支給できない場合がありますので、必ず期間中に申請してください。

裏面につづく

3 提出先

各小・中学校または市役所 2 階の学校教育課へ提出してください。

（申請用紙は、学校または学校教育課にあります。また、大和高田市ホームページからもダウンロードできます。）

※ただし、申請理由②（表面記載）に該当する方は、必ず市役所 2 階の学校教育課へ提出してください。

4 受給認定結果について

当初申請分：6 月下旬頃

途中申請分：通常、受付日から 1 か月程度で通知

認定・不認定にかかわらず、結果通知を学校教育課から保護者あてに郵送します。

5 支給方法について

援助費は、3 回に分けて毎学期末に、保護者の指定した口座へ振り込む予定です。

ただし、教材費など学校徴収金の滞納があった場合は学校を通じて支給されます。

6 給食費について

就学援助費の受給認定者は、保護者の方が負担する給食費を全額支給します。認定結果が通知されるまでの期間は、給食費が指定口座から引き落とされますが、引き落とされた分につきましては、受給認定後に就学援助費として支給されます。なお、今年度は 6 月より給食費無償化のため、4・5 月分のみ支給されます。

7 その他注意事項

・生活保護受給者の方は、学校に必要な費用が保護費から支給されていますので、就学援助費は受給できません。ただし、修学旅行費（※支給上限あり）のみ支給対象になりますので、修学旅行実施学年の方は、本申請をしてください。

・認定後に、世帯構成や市町村民税額に変更があった場合は、必ず学校教育課までご連絡ください。

・入学前に新入学準備金を受給された方は、1 学期末に支給される新入学学用品費・通学用品購入費は支給対象外となります。

・校外活動費（泊あり・なし）及びオンライン通信費については 3 学期にまとめて支給します。

・支給金額についてはホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

＜問い合わせ先＞

大和高田市教育委員会事務局教育部 学校教育課（市役所 2 階）

Tel0745-22-1101（内線 2942）